昭和拾年

(月報番號第二〇三號)

No. 168

小作爭議調査表

(昭和十年十一月分)

項目	内容
場所	浮羽郡竹野村大字地徳
關係人員	地主 井川忠三外一名 小作人 桑原勇
地主關係團体	ナシ
原因	小作人は昭和九年度凶作を理由に小作料平均四割減を要求し同年度小作料滯納し居りたる処十月七日立毛の差押を執行されたるによる
要求事項	昭和九年度小作料四割減要求
經過	小作人は小作調停の申請をなす 十一月二日吉井区裁判所に於て開廷調停委員会斡旋の結果左記條件にて解決す
發生	昭和十年十月七日
終熄	昭和十年十一月二日
關係地種類面積	田七反七畝
小作人關係團体	日農地徳支部

財團法人協調會福岡出張所

結果	備考
一、地主は昭和九年度凶作に対し一割減をなし其他小作人より要求なき畑一反六畝（小作料五斗二俵入迄）をも一割減をなすこと 二、小作人は昭和九年度の不納米を本年度収穫より支払ひ四斗俵にて六俵分の割合にて支払ひ残金は昭和十三年迄の三回に納入すること	